



「春の交通安全キャンペーン・ 高校生街頭キャンペーン」を実施

「春の全国交通安全運動」期間中の4月10日、「春の交通安全キャンペーン」を谷井田西交差点で行いました。今回は「高校生街頭キャンペーン」と併せて実施し、伊奈高等学校の生徒の皆さんと一緒に、小田川市長、常総警察署長をはじめ約90人が沿道に立ち、交通安全の啓発活動を行いました。今年度も皆さんにご協力いただきながら、交通安全対策に努めます。



また同日、昨年度の交通安全県民運動模範推進者として、茨城県から感謝状を贈られた倉持悦典さん（交通安全協会伊奈支部）、飯島照夫さん（同協会谷和原支部）、鈴木治子さん（交通安全母の会連合会谷和原支部）への感謝状の伝達式を行いました。



左から飯島さん、小田川市長、鈴木さん
☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2503）

Jアラート全国一斉 情報伝達試験を実施します

この放送は、全国瞬時警報システム（Jアラート）による、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達ができるか確認するものです。なお、防災行政無線に連動して、防災アプリや登録制メール、

SNSなどにも配信されるので、あらかじめご了承ください。

▶日時：5月22日(水) 午前11時

▶訓練放送内容

♪上りチャイム♪

「これは、Jアラートのテストです」×3回
「こちらは、防災つくばみらいです」

♪下りチャイム♪

※Jアラートは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、内閣官房から人工衛星などを通じて瞬時に防災行政無線で伝えるシステムです。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2502）

軽自動車税（種別割） 納税通知書を発送します

令和6年度の「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（以下、納税通知書）」は、5月9日(木)に発送予定です。

▶納付方法：納税通知書に記載されている納税額・納付方法などを確認し、同封の納付書または口座振替、クレジット・アプリ決済で、納期限までに納付をお願いします。

▶納期限：5月31日(金) ※口座振替の場合の振替日も同日です。預貯金残高の確認をお願いします。

※障害者手帳などをお持ちの方、生活保護受給中の方で減免申請をする場合は、納期限までに手続きをしてください。詳しくは納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

☎ 伊奈庁舎税務課（内線 2307）

車検時の軽自動車税納税 証明書の提示は原則不要です

軽自動車税（種別割）の納税確認は電子化されているため、軽自動車税（種別割）の未納がない場合、車検（継続検査）を受ける際の納税証明書の提示は原則不要です（二輪の小型自動車を除く）。

軽自動車税の納付後すぐに（2週間程度）



車検を受ける場合や中古車購入直後の場合などは、納税証明書が必要になります。下記のいずれかの方法で、車検時に納税証明書を提示してください。

■現金で納付する場合

5月9日(木)に発送する「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（以下、納税通知書）」を持参し、金融機関、伊奈庁舎会計課、谷和原庁舎市民窓口課、コンビニエンスストアで納付し、領収印が押印された納税証明書（納税通知書に添付）を提示する。※納税通知書を紛失し、再発行納付書などで納付する場合は、収納課にお問い合わせください。

■現金以外で納付する場合（口座振替、クレジット・アプリ決済など）

納付済みであることが確認できるもの（口座振替が確認できる通帳、お支払いサイトからのメール、決済アプリの支払い履歴など）を持参し、市民窓口課（谷和原庁舎・みらい平市民センター）、伊奈庁舎収納課で納税証明書の交付を申請し、発行された証明書を提示する。

▶現金以外で納付した方へ

○納付後すぐに納税証明書をご利用できないため、納税証明書の有効期限を翌年度の6月20日まで延長します。令和5年度の軽自動車税を現金以外で納付した方で、6月20日(木)までに車検を受ける予定があり納税証明書の提示が必要な方は、有効期限を延長した納税証明書を交付しますので、上記窓口で申請してください。

▶納税証明書の交付申請に必要なもの

○本人を確認するための顔写真つき公的機関発行証（運転免許証、マイナンバーカードなど）
○車検証の写しまたは委任状（ご本人以外の方が申請する場合）

※令和6年度の納税証明書は6月中旬に発送します。有効期限を令和7年6月20日(金)まで延長していますので、有効期限までに車検を受ける場合にご利用ください。

☎ 伊奈庁舎収納課（内線 2401）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント